

お客様 各位

鳥取信用金庫

民法改正を踏まえた各種規定の改定のお知らせ

平素は、鳥取信用金庫をご利用いただき、ありがとうございます。

当金庫では、「民法の一部改正をする法律」（令和2年4月1日施行）を踏まえて、令和2年4月1日（水）より各種規定の改定を行います。改定後の内容は、改正前からお取引いただいているお客様にも適用されます。

主な改定内容について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる規定

一般当座勘定規定	貸金庫（全自動）規定
普通預金納税準備共通規定	貸金庫（立会型）規定
通知預金規定	夜間金庫使用規定
総合口座取引規定	振込規定
定期預金共通規定	自動振込規定
期日指定定期預金規定	代金取立規定
自動継続期日指定定期預金規定	休眠預金等活用法に係る規定
自由金利型定期預金(M型)規定	キャッシュカード規定
自動継続自由金利型定期預金(M型)規定	法人キャッシュカード規定
自由金利型定期預金規定	カードローンカード規定
自動継続自由金利型定期預金規定	しんきんインターネットバンキング利用規定
変動金利定期預金規定	しんきん法人インターネットバンキング利用規定
自動継続変動金利定期預金規定	Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定
据置複利定期預金規定	しんきんテレホンサービス利用規定
自動継続据置複利定期預金規定	しんきん携帯電子マネーチャージサービス利用規定
積立定期預金規定	ネット口座振替受付サービス規定
財形期日指定定期預金規定	デビットカード取引規定
財形住宅預金規定	国債証券等の保護預り規定
財形年金預金規定	投資信託受益証券の保護預り規定
財産形成積立定期預金規定	振替決済口座管理規定
財形共通規定	投資信託受益権振替決済口座管理規定
定期積金規定	一般債振替決済口座管理規定

2. 主な改定内容と該当する規定

(1) 成年後見人等に関する届出についての改定

改正民法において、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人として行った行為は取消することができる旨が定められたため、お客様の後見人等が法定後見制度の対象となった場合にも、当金庫へお届けいただくよう条項を変更します。

改定後	改正前
(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 <u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。</u>	(成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 (挿入)

該当する規定

- ・一般当座勘定規定
- ・普通預金納税準備共通規定
- ・通知預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・定期積金規定
- ・総合口座取引規定
- ・財形共通規定
- ・貸金庫（全自動）規定
- ・貸金庫（立会型）規定

(2) 満期日前解約の制限の明確化

「寄託者（預金者）は受託者（信用金庫）に対していつでもその返還を請求できる」との規定が定められ、定期預金等について適用されることとなるため、定期預金等の満期日前（据置期間中を含む。）の解約について、制限があることを明確化し解約にかかる条項を変更します。

改定後	改正前
(預金の解約、書換継続) (1) この預金を解約または書換継続するときは、当金庫所定の払戻請求書又は証書の受取欄に届出の印章により記名押印して通帳、証書とともに当店に提出して下さい。なお、 <u>債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。</u>	(預金の解約、書換継続) (1) この預金を解約または書換継続するときは、当金庫所定の払戻請求書又は証書の受取欄に届出の印章により記名押印して通帳、証書とともに当店に提出して下さい。 (挿入)

該当する規定

- ・定期預金共通規定
- ・財形期日指定定期預金規定
- ・財形住宅預金規定
- ・財形年金預金規定
- ・財産形成積立定期預金規定
- ・定期積金規定
- ・総合口座取引規定
- ・通知預金規定

(3) 変更条項の改定

各種規定等を変更する場合は、改定日を定め当金庫のホームページ等で事前に公表する旨を追加します。

改定後	改正前
<u>(規定の変更)</u> (1) この規定の各条項その他条件は、 <u>金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u>	(追加)

該当する規定

- ・一般当座勘定規定
- ・普通預金納税準備共通規定
- ・通知預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・定期積金規定
- ・総合口座取引規定
- ・財形共通規定

- ・貸金庫（全自動）規定
 - ・貸金庫（立会型）規定
 - ・夜間金庫使用規定
 - ・振込規定
 - ・自動振込規定
 - ・代金取立規定
 - ・休眠預金等活用法に係る規定
 - ・キャッシュカード規定
 - ・法人キャッシュカード規定
 - ・カードローンカード規定
 - ・しんきんインターネットバンキング利用規定
 - ・しんきん法人インターネットバンキング利用規定
 - ・しんきんテレホンサービス利用規定
 - ・Pay - easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定
 - ・ネット口座振替受付サービス規定
 - ・しんきん携帯電子マネーチャージサービス利用規定
 - ・デビットカード取引規定
 - ・国債証券等の保護預り規定
 - ・投資信託受益証券の保護預り規定
 - ・振替決済口座管理規定
 - ・投資信託受益権振替決済口座管理規定
 - ・一般債振替決済口座管理規定
- 以 上